

滞納者への滞納処分

市税が滞納された場合、納期限後20日以内に督促状を発送し、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその税金を完納しない場合には、滞納者の財産を差し押さえることができます。その財産は換価され、税金の納付に充てます。この一連の手続きを滞納処分と言います。

滞納処分については、法律の規定に基づき行われ、裁判所の令状を必要としません。

納期限内の納付を

税金を納期限までに納めなかった場合は、本税のほかに督促手数料・延滞金がかかります。納期限までに納めた人との公平性を図るため、これらは必ず納める必要があります。

延滞金は、銀行などでお金を借りる利率より、はるかに高い割合で計算します。これは納期限までに納めなかったことへの罰則的な意味合いもありますので、納期限内納付をお願いします。

差し押さえ強化に新アイテム

滞納者の財産を差し押さえる際に、財産として自動車があ

あった場合には、差し押さえることとなります。

差し押さえの方法として、本年度より「ミラーズロック」を導入し、厳正な滞納処分を実施します。

ミラーズロックは、オレンジ色のカバーに入った差し押さえるの公示書を車のサイドミラーに鍵付きのワイヤで固定します。運転席側のドアには、無許可での運転禁止を知らせるマグネットシールも張り付けます。

静岡県も本年度より導入しており、11月に県の指導のもと、講習会を開催し、市の職員が装着方法を学びました。

講習会の様子



破損させると刑法で罰せられます



口座振替・コンビニ納付

市税などの納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。一度手続きをするだけで自動的に指定口座から市税などが引き落とされます。納付に出掛ける手間が省けて、納め忘れの心配もありません。

市税は、全国のコンビニエンスストア（納付書裏面に掲載のコンビニ）からも納められます。

相談してください

病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な人は、税務課収納推進室まで連絡するか、直接窓口へお越しください。生活状況などを聞き取ったうえで、今後の納税方法を相談します。ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らず不履行になった場合は、滞納処分を行います。

税の知識普及に努めています

市では、子どもたちに税金について正しい知識・理解（税金の意義・役割・機能・仕組みな

ど）を早い段階で知ってもらうため、市内小学校において租税教室を毎年実施しています。

租税教室の様子



税収確保に向けて

市の財源の根幹となる「市税収入」を確保することは、とても重要なことです。そのため、税務課では職員一丸となり、市民税をはじめ、各税の適正な課税、納税の啓発、公平な徴収に取り組んでいます。

今後とも着実に税収を確保していかねければなりませんので、これまでの取り組みを継続、強化して徴収率向上を図ります。収入や財産があるのに納めない人や督促・催告したにもかかわらず滞納している人には、き然とした態度で滞納処分を行います。

市税の納期限内納付をお願いします。